４交通第232414号

令和４年８月８日

関　係　各　位

香川県知事　浜田　恵造

感染拡大防止対策期における対策について

平素より、本県の交通行政について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県の感染状況については、７月下旬以降、平日において、新規感染者数が１,０００人を超えた日が続いており、８月２日には、新規感染者数が１,７００人を超えるなど、これまでにない多くの方の感染が確認されていることなどを踏まえ、現行の「感染拡大防止対策期」を３週間延長して８月２８日までとし、より一層、感染拡大の防止に努めていくこととします。

本県においても、ＢＡ.５系統への置き換わりが急速に進んでおり、今後、夏休みやお盆期間の影響もあり、人と人との接触機会の増加も予想されることから、「ＢＡ.５特別警戒注意報」として、県民の皆さまには、日常を取り戻していく状況の中にあっても、より一層、感染防止対策の徹底に努めていただくようお願しております。

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制、施設や職場、事業所内の換気を徹底などについて、引き続き、御協力いただくとともに、８月中の土曜日・日曜日には、香川県広域集団接種センターで、ワクチンの３回目接種及び４回目接種を実施いたしますので、その周知についても御協力いただきますようお願いいたします（※１）。

つきましては、貴職におかれましては、「『ＢＡ.５特別警戒注意報』　知事から県民の皆さまへのお願い」（資料１）、「感染拡大防止対策期における対策について」（資料２）、「香川県からのお願い　『ＢＡ.５特別警戒注意報』」（資料３）の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底につきまして、引き続き御協力をお願いいたします。

資料３については、お手数をおかけしますが、これまで掲示をお願いしていた「香川県からのお願い『感染拡大防止特別注意報』」に替えて、各関係先（施設や店舗、事業所、イベント関連施設など）において、目立つ場所に掲示いただきますようお願いいたします（※２）。

（※１）詳しくは県ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kansensyo/kansensyoujouhou/kansen/covid19vaccinekouikitsuika.html>

（※２）県ホームページにデータを掲載しますので、御活用ください。

・横型　<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/ba5tokubetsukeikai1.pdf>

・縦型　<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/ba5tokubetsukeikai2.pdf>